

総務文教常任委員会記録

平成26年3月18日

【開催日】 平成26年3月18日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	中村 博行
委員	伊藤 實	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	福田 勝政
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

総務部長	中村 聡	総務部次長兼人事課長	小野 信
人事課主幹	大谷 剛士	人事課人事係長	山本 満康
人事課給与係長	古谷 雅俊		

【事務局出席者】

事務局長	古川 博三	議事係長	田尾 忠久
------	-------	------	-------

【審査事項】

- 1 議案第29号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について(人事)
- 2 議案第30号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について(人事)
- 3 議案第31号 山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について(人事)
- 4 請願第10号 山陽小野田市の学校給食を親子方式で実施することを求める請願書
- 5 閉会中の調査事項について

午前11時20分開会

河野朋子委員長 それでは総務文教常任委員会を開会いたします。担当課の皆さんには、これ11日の日でしたかね。夕方まで随分いろいろと質疑を受けていただきまして、ありがとうございます。で、そのままになっておりましたので、引き続ききょうは、議案第29号の審査を引き続きさせていただきます。よろしく願いいたします。では議案第29号につきまして、先日来より質疑を続けておりますが、改めて委員から質疑があれば受けます。いかがですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、それでは討論に入りたいと思いますが、討論があればお願いいたします。はい、山田委員。

山田伸幸委員 この間かなり長時間にわたって、議論を重ねてまいりましたが、その中で報酬審議会の中身でいろいろとその審議会の進め方とか問題があったように思います。特に市議会そのものに対して、大変こうきちんとした情報が伝えられないまま審議が行われたということも見えておりますので、今後そういったことのないようにしていただきたいということも指摘して、賛成討論といたします。

河野朋子委員長 ほかに討論がありますか。はい、伊藤委員。

伊藤實委員 はい、賛成討論をします。今、山田委員が言われた報酬審のこの議事録を拝読した中で、この中でも委員長、副委員長の報酬については、根拠がはっきり言ってない。類似団体がということですが、実際に去年の議会機能向上特別委員会のほうでも報酬、議員定数についてもさまざまな視点から議論をして、報酬についても宿題ということにしてる状況でございます。我々議会としては、本当に市民の代弁者としての役割を果たすにはどうかと。いろんな視点からかんかんがくがく議論をしてるわけですが、今回の議事録を拝読すると単に類似団体がとか、同じだからとか、この下げ幅についても全く根拠がない。やはりそういうことはいかななものかとは思いますが、報酬審の答申は尊重するという中で、今回は苦渋の会派としては、決断です。そこは十分執行部も配慮していただきまして、また2年後にはこの報酬審等がありますので、やはり正確な情報を提供する中で、その辺をまた検討していただきたいというような思いがあります。ということで賛成の討論とさせていただきます。

河野朋子委員長 はい、笹木委員。

笹木慶之委員 私も賛成討論ということではありますが、二、三お願いというか、

意見をしておきます。報酬審議会の元来のねらいと言いますか、あるべき姿というのは、もう十分承知しておるつもりですが、一番注意しなくてはならぬのは、報酬審議会に諮問するときの事務局のあり方。それから2点目は、やはり審議会の中での審議がぶれないようにきちっと正しい情報を提供するということ。そして3点目は、答申が出てからのね、今度は議案として調整する段階でやはりその意をきっちり汲んで、やはり議案として出すべきことだと思います。その上に立って、やはり議案として審議してもらう委員会には、もっときちっとした資料を提出して、きちっとやはり説明をする。やはり説明不足の感がたぶんあったような気がいたします。そのことをつけ加えて先ほど申し上げたように賛成をしたいと思います。

河野朋子委員長 討論はほかにありますか。はい、岡山委員。

岡山明委員 私も賛成ということで、ひとつ同じように意見を述べさせていただくんですが、今回議事録を通して読ませていただいて、その答申に対する答申書は出とるんですけど、その手前の案ですよ、答申案とその答申書の違いというんですかね、ある内容の文書が抜けておったり、その辺の最終的に答申を出すときに、どういう考えのもとで、案と答申の差異が出とるか。その辺は公正公平じゃないんですけど、答申案に沿ったほとんど同体の答申を出していただくと。内容が違うというのは、受ける側も両方必ず読むと思いますので、その答申案と答申書の違いがこれは読んだものがおかしいと、おかしいというか、言葉はちょっとあれなんですけど、そういう文章の言いまわしと言ったらおかしんですけど、その辺は答申案と答申書がこれはほとんど話されてることが、報酬審議会の意見が事務局のほうも同じ気持ちなんだと。そういうかたい言葉というのか、文章の形をとっていただいて、均等のとれた案と答申書が同じの形を今後変えていただければと思います。以上です。

河野朋子委員長 ほかに討論はありますか。なければ採決に入ります。議案第29号について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で、議案第29号は可決すべきものと決しました。
はい、副委員長。

中村博行副委員長 議案第29号について可決はさせていただいたものですね、総務委員会からこれについて附帯決議。この内容について申し上げます。議案第29号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例に対する附帯決議について下記のとおり決議する。記。特別職報酬等審議会は、事務次官通達で条例による設置が定められており、その答申に基づいての改正であるので、議会としても尊重せざるを得ないと考える。しかしながら、当該審議会の議事録を精査すると、諮問事項にない項目を答申に加えたり、委員長、副委員長の報酬の削減についても、現実の職務内容を把握しない中での結論づけで、明確な根拠が希薄であるし、示されていない。このような当該審議会の議事進行等運営の方法については事務局の誘導に問題があると言わざるを得ない。よって条例案は議決するも、今後のあり方等について次の事項のとおり強く要請する。1、諮問事項と答申事項の整合性を図ること。2、諮問事項にないものを附帯意見として盛り込むことの是非を検討すること。3、出務手当に代わる費用弁償については早急に検討すること。以上であります。

河野朋子委員長 ただいま賛成討論ではありますけれども、委員からなかなか厳しい意見が出たことを踏まえて、委員会としてこのような附帯決議を提出するという点について、副委員長から提案があったわけですがこれについて質疑を受けたいと思います。「なし」と呼ぶ者あり）討論があればお願いいたします。「なし」と呼ぶ者あり）ではこの附帯決議について、提出することについて採決いたします。提出に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で、この附帯決議案は提出すべきものと決しました。以上です。では引き続き議案第30号について執行部からの説明をお願いします。はい、大谷主幹。

大谷人事課主幹 それでは議案第30号山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この度の改正は、大きく分けて3点あります。まず、1点目といたしましては、先に審議されました山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会の答申を尊重し、選挙管理委員会の委員、監査委員、公平委員会の委員、農業委員会の委員、教育委員会の委員の報酬の額について定めるも

のであります。これら行政委員会の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会規則第2条により、あらかじめ行政委員会委員報酬等審議会の意見を聞くものとする定められていることから、本審議会を昨年11月21日から12月26日までの間に計3回開催し、本市の財政状況や県内他市及び類似団体等の状況等を委員にお示しし、慎重に御審議いただいた結果、今年1月16日に市長に答申を行い、その答申内容に基づき、選挙管理委員会及び公平委員会の委員の報酬の支給方法を現行の月額制から日額制に変更するとともに、識見を有する者から選任された監査委員の報酬月額を減額するものであります。具体的には、選挙管理委員会の委員長の報酬月額4万円を日額1万5,100円に、委員の報酬月額3万5,500円を日額1万2,900円に、公平委員会の委員長の報酬月額3万7,000円を日額1万5,100円に、委員の報酬月額3万4,000円を日額1万2,900円に、識見を有する者から選任された監査委員の報酬月額18万円を15%減額した15万3,000円にするものであります。なお、平成18年4月1日から実施しています15%の減額措置につきましては、依然として厳しい財政状況下にあり、現在も行財政改革に取り組んでいる最中であることから減額措置を続けることは妥当であるとの判断により、日額制となった選挙管理委員会と公平委員会を除き、月額制の監査委員、農業委員会の委員及び教育委員会の委員につきましては現行どおり継続することとしています。

次に、2点目といたしまして、平成26年度から市長部局に成長戦略室を設置し、文化によるまちづくりを積極的に推進するため、芸術顧問の果たす役割がより一層重要となることを勘案し、現行の報酬月額20万円を5万円増額し、25万円にするるとともに、平成19年4月1日から実施しています20%の減額措置を廃止するものであります。

最後に、3点目といたしまして、附属機関等の非常勤職員への報酬5,300円を平成18年4月1日から1,000円としております減額措置を1,000円増額し、2,000円とするものであります。これは、各種審議会等に多くの市民の方に御参加、御協力いただいておりますが、この度、市長等の特別職の給与や議員報酬の減額措置の緩和、また、市職員の給与独自カット等が終了することにあわせて、市民の方の負担をほんの僅かではありますが軽減しようとするものであります。以上、御審議の程、よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 はい、ありがとうございました。それでは委員からの質疑を受けます。はい、山田委員。

山田伸幸委員 選管委員と公平委員の日額になるということなのですが、実際の出務日数というのが、もしデータとしてわかればお答えいただきたいと思います。

河野朋子委員長 はい、大谷主幹。

大谷人事課主幹 選挙管理委員会のほうにつきましては、選挙のある年、ない年でかなり変動がございまして、通常でいくと20回前後はあるのかなと。で、最高、今まで過去、合併以来でしたら25回が最高に開かれた委員会の数になります。公平委員会のほうにつきましては、月1回開催されまして、年12回開催というふうになっております。以上でございます。

河野朋子委員長 ほかにありますか。はい、伊藤委員。

伊藤實委員 選挙管理委員長と委員のこの差額の根拠は何ですか。

河野朋子委員長 はい、大谷主幹。

大谷人事課主幹 こちらのほうの差額につきましては、各委員長、ほかの行政委員会のほうの委員長につきましても、委員長と委員、差額を設けておりますので、この職責に応じてということと、額のほうにつきましては国の各種審議会の表がございまして、その中で適当と思われる他市と状況と比べてみまして、適当と思われる額で協議が行われ、審議会の中で決定されたということでございます。

河野朋子委員長 ほかにありますか。はい、岡山委員。

岡山明委員 芸術顧問の金額が5万アップされとる理由づけをお願いしようと思ひまして。

河野朋子委員長 はい、大谷主幹。

大谷人事課主幹 こちらの5万円の根拠というのは、特にございませんが、4月1日から成長戦略室におきまして、文化によるまちづくりを進めていくということで、これまで以上に芸術顧問のかかわることも大きくなり、

その果たす役割も大きくなるであろうということから報酬額の増額をしております。なぜ5万円かという根拠については、特にございません。

河野朋子委員長 はい、岡山委員。

岡山明委員 じゃ根拠がないということですね。今回今言うた市長の戦略室のほうに入ったということで、その分の手当と。ボーナスとっていいという解釈でいいですかね。今までは普通の部署だったらなかったんですけど、今回今言うた成長戦略室に入ったということで、一気に5万円がつけ加えられたと。それはやはり昇格したと。芸術員が市としての実績はないけれど、今後の何と言うんですかね、そのアップ率は今後の形でお金が出てると。そういう解釈でいいですか。今は何もしてないけど。何もしてないとは極端ですけど。

河野朋子委員長 はい、小野課長。

小野総務部次長兼人事課長 今、岡山委員さんが言われるとおりですね、今後成長戦略室で活躍していただくということ。今までの活躍ぶり以上に活躍していただきたいということの将来的なものです、将来的なものを含めまして金額を上げたということです。

河野朋子委員長 はい、岡山委員。

岡山明委員 じゃ今後のということですね。今までは全然なかったと。きのう一般予算の分で附帯決議の中で市制10周年の記念行事は、既存事業を含め明確な計画を示し、真に旧両市の一体化に資するものとするよう配慮するというので、この附帯決議の中には今までは何もしてなかったと、今後5万円加算された思いの中で、この10周年記念も同じように努力義務としてこの芸術員が必ず参加されるという形でいいですね。

河野朋子委員長 ちょっと質問がですね、結局どういったことを今後期待されているのか具体的にそういったものがあれば示していただきたいという趣旨だと思うんですけど、いかがですか。はい、小野課長。

小野総務部次長兼人事課長 今言われましたとおり、いろいろな文化行事につきましても、当然成長戦略室が直接かかわってくるわけですが、そういったところの中で、成長戦略室は文化、体育いろいろございすけども、

今回のこの芸術顧問の方につきましては、芸術に関して、必ずかかわっていただいて、知恵を出し、活躍していただくということは当然のこととと思っています。

河野朋子委員長 はい、岡山委員。

岡山明委員 当然と思うんですけど、最後に一言なんですけど、じゃあ来年でもいいんじゃないかと。実績があって初めて5万円をあげてもいいんじゃないかと。まだ実績がない状況で5万円をあげるのはいかがなものかと。普通民間にしても実績のない人にお金を出さないと。この人はこれだけやった対価に対して報酬は必ず出てるもので、見込みで金を出すというのは、ちょっといかがなものかなと思いますけどどうですか。

河野朋子委員長 はい、小野課長。

小野総務部次長兼人事課長 そういう考え方もありますし、報酬をもって頑張っていていただくという考え方もありますので、こちらは今のほうを取ったと。実績をもってそれに報酬をお乗せするという考え方もありますし、実績はないけども、悪い言い方をすると、ニンジンをぶら下げてこれに食いついてこいというような形で一生懸命頑張ってもらいたいという形で予算をつけたということだろうと思います。

河野朋子委員長 はい、笹木委員。

笹木慶之委員 今現在の芸術監督というのは、文化会館を中心としたその範囲での芸術監督でしょう。それが4月1日からは、市全体の全ての行事に関してかかわってくると。そこが違うんじゃないですか。だから説明の仕方がちょっとまずいと思うんですよ。

河野朋子委員長 今、説明をいただいたような感じがしたんですけど。

笹木慶之委員 そういう説明をしないとね、これやはりクエスチョンですよ。だから私が答えを出したらおかしいけどやね。それが私がかかわり方が深まってくる、市全体にわたってやるから、当然勤務日数もふえてくる。だから今までは文化会館という範囲であったけど、そうではなくなるからこれをお願いしますと。私はそう理解していますが違いますか。はっきり答えてください。

河野朋子委員長 今のでいいんですかね。はい、伊藤委員。

伊藤實委員 ある程度意見は出ると思ったんだけど、今みたいにニンジンを下げるってね。これ訂正せんにゃね。芸術顧問怒るんじゃないの。たかがこの5万ぐらいでふざけんという話ですよ。要は5万円でぶらさげてつったみたいだね、失礼な話であって、本当今の説明の中でもね、これまで実績はあるわけでしょう。県のいろんな大きな大会なんかでも監督としてされてるし、この芸能関係というか、こういうところはやはり人脈によって来る来ないが違うと思うんですよ。そういう面では目に見えない実績は当然あると思うわけで、今、笹木委員が言われたようにこれまでは文化会館のみが、今度は市全体としてのね、いろんなところで力を発揮してもらおうということなんで、本当ね、説明の仕方がね、ニンジンはちょっと訂正されるべきと思うし、やはりこうやって増額をすると余計でも目立つんだから、あえて資料についてもこれまではこういう実績でしたと、さらにはこういうような守備範囲が広がりますし、こうこうでこういうような波及効果を期待してますと。だから少ないけど5万円ほど増額をしたんですという説明をせんとね、おかしいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。まずニンジンは訂正をしちゃったほうがええと思いますがどうですか。

河野朋子委員長 はい、小野課長。

小野総務部次長兼人事課長 例えとしては非常に不適切であったと思いますけども、そういう考えもあるということが私がひとつ言いたかったことと、今言われました笹木委員と伊藤委員さんが言われましたようにより深く田村さんに全体でかかわっていただきたいということがあるということは事実でございます。

河野朋子委員長 はい、伊藤委員。

伊藤實委員 今言われたそういう考えがあるというのが、その考え方の5万円で釣るんじゃなくて、逆にもっと払わんにゃいけないと。しかしながら5万円で押さえたというのと、5万円に飛びついたというのは全然違うんですよ。それね、考え方が全く違いますよ。本来ならそのような野球でも何でもそうなんだけど、監督。お金がかかってもやはりそこで優勝を目指そうと。やはり人材なんですよ。でしょう。この人材を、この芸

術顧問の人材を生かしてさらに成長していこうという思いで、逆にしたら5万円の増額で済んだというふうにならんにゃいけんと思うわけよね。さらには5万増額した以上の波及効果があったんですよというのが、今度の決算なり成果指標の中で要するに芸術顧問によってこういうようなところになったというのが、1年後、2年後に反映される。そういう考えじゃないとね、今の答弁聞いたらね、考え方はそういう思いがあったというのは、ちょっとどうかなと思いますね。

河野朋子委員長 はい、中村部長

中村総務部長 今、議員御指摘のとおりでございます。今回の増額につきましては、先ほどから言われておりますとおり、今の現状やっております芸術顧問の仕事に加えまして、成長戦略室の仕事そして言いました10周年記念。そういうあらゆるまちづくりに関するところに関与していただきたいと。ですから今よりも業務量がふえるということで、それに対する対価ということで上げさせていただきました。市長も議場で申しましたとおり芸術顧問のほうから、その報酬について上げてくれとか、そういった話があったわけではございません。こちらのほうから業務量がふえるということがありますので、上げさせていただいたということで御理解をいただきたいと思っております。

河野朋子委員長 はい、笹木委員。

笹木慶之委員 最後に一言つけ加えておきますが、報酬の額の決定というのは、今ここに御提案されておるのは、より適切な額じゃないんですか。この額は適切であるからよろしくお願ひしたいという姿勢が基本的にないよね、やはりおかしいと思いますよ。だから言葉を選んで説明をされることを強く要望します。だからこの5万円が従来と業務と比較してこれから予定しておる業務が妥当性のある額だと。だからお願ひしたいということでない、やはり審議は進みませんよ。それは強く要望します。

河野朋子委員長 芸術顧問の件はいいですか。ほかに何か質疑が。（「なし」と呼ぶ者あり）では1件だけ、農業委員というところですね、出務手当があると思うんですけども、今回議員のほうの出務手当については、かなりいろいろ言及されて全く廃止までいったんですけども、農業委員について、その出務手当についてはどうなりましたか。はい、大谷主幹。

大谷人事課主幹 農業委員会のほうも一応出務手当があるのはどこかというところで、一応議員と農業委員会の出務手当があるということはお話をいたしました。その中で農業委員会の場合につきましては、出務手当の場合は、現地調査等に行かれるときにお支払いするというので、そちらのほうは、特に議論はなかったということでございます。議会のほうの出務手当の際については、払い方が本来は、開会中も閉会中もかわらず、払うべきじゃないかということで、ちょっとその払い方がおかしいんではないかということで、ちょっと出務手当が問題になりまして、農業委員会のほうは、現地調査に出たときにお支払いするということの中で、特にそこでの議論等はあまり深くは行われてはおりませんでした。

河野朋子委員長 先ほど出務手当の件については、ちょっと附帯決議のほうにも入れておりますけれども、そのようにある程度今回このような条例改正をされる場合にはほかとのバランスとか、そういった整合性というのも求められますので、その辺にも配慮が要るんじゃないかというふうには感じました。ほかに何かありますか。伊藤委員。

伊藤實委員 市民の関係というか、今まで1,000円を2,000円にという、改めるのはわかるんですが、昔は5,000円ぐらい出たんですかね、5,300円か。で、本来なら市民の皆さんにもここはもっとすべきだとは思いますが、市外から有識者というか、大学の先生等。これはすごくやはり市民とは違ってすごく重要なんですよね。だから今回そういう人にはちゃんとした報酬なりね、その辺の費用弁償というか、その辺をすべきでなはいかと思うんですが、その辺についての議論なり今後の見通し、考え方その辺についてはどうですか。

河野朋子委員長 はい、中村部長。

中村総務部長 実費弁償につきましては、附帯決議でもいただいておりますとおり、今後検討させていただきたいと思っております。

河野朋子委員長 はい、小野課長。

小野総務部次長兼人事課長 一部からですね、一部というか、これは庁議の中でも出たんですけども、病院の委員長さんから確かに市外から来られる方、これについては実費弁償が必要ではないかということもお話がございました。ですから私もそのときお答えしたのが、当面ちょっと検討い

たしますので、しばらくお待ちくださいと。ですから前向きにこれについては当然地方自治法によりまして、報酬と費用弁償は払うことができるというふうに規定されておりますので、これについては当然ながら出務手当としての出し方は好ましくないけれども費用弁償としての出し方は何ら問題はないわけですから、この制度について各種委員及び議員さんの費用弁償については前向きに検討していきたいというふうに思っております。

河野朋子委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしですね。それでは議案第30号について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で議案第30号は可決すべきものと決しました。引き続き議案第31号につきまして審議いたします。執行部よろしく願います。はい、大谷主幹。

大谷人事課主幹 それでは議案第31号山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の改正を提出するに当たりましては、職員給与の改定を行うため、関係団体と調整を行い、この度諸条件が整ったことにより上程するものであります。

改正の内容は2点あります。まず、1点目といたしまして、国の給与構造改革に伴い、平成19年1月1日から国に準拠して職員の給料表の改正をした際に、激変緩和の観点から給料の現給保障の経過措置を設けてまいりましたが、実施から7年が経過することからこの経過措置を廃止するものであります。具体的に申しますと、平成19年1月1日の給料表の切りかえに伴い、新たに設定される給料表の給料月額が、切りかえ前の平成18年12月31日現在の給料表の給料月額と比較をして低い額となる職員に対して、その差額を支給する現給保障の措置を行っておりますが、その措置を廃止するものであります。この経過措置の対象者は本日現在で今年度の退職者を除き48人で、月額平均約1万800円の減額となり、廃止に伴う財政効果は974万6,000円になります。

次に、2点目といたしまして、平成18年4月1日から当分の間、支給しないこととしております管理職員特別勤務手当の支給を行うように

するものであります。管理職員特別勤務手当は、課長級以上の管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給するもので、その額は、勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定めております。具体的な額といたしましては、部長及び同相当職が6,000円、次長及び同相当職が5,000円、課長及び同相当職が4,000円で、勤務に従事した時間が6時間を超える場合はそれぞれの額に100分の150を乗じた額となります。なお、平成18年4月1日から実施しております職員の給料及び期末勤勉手当の減額措置、平成19年4月1日から実施しております管理職手当を100分の50の支給とする減額措置につきましても今年度末までとし、これにより職員給与に係る減額措置につきましては、平成26年3月31日をもちまして全て終了することになります。以上、御審議の程、よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 それでは質疑を受けます。はい、山田委員。

山田伸幸委員 先ほど見直しによって被害と言いますか、それを受ける方が48人おられて1万800円減額されるということなんですが、これかなり大きな減額のように思うわけですが、これが廃止されることで実質的な被害と言いますか、年額にするとどれぐらいになってくるんでしょうか。

河野朋子委員長 さっき言われた分とは違うんですか。その一人ずつの。はい、大谷主幹。

大谷人事課主幹 平均で1万800円程度になりまして、人によってかなり差額が違ってきます。1,000円弱の方から3万とかですね、そこまでの幅がございますので、大きな方はかなり大きな、30万とかですね、大きな額になろうかと思えます。小さい方は1万5,000円とか2万円程度の範囲になろうかと思えます。

河野朋子委員長 平均で1万800円ということですよ。ほかに質疑はありますか。はい、笹木委員。

笹木慶之委員 ひとつ気になるのが、施行日との関係なんですが、ことしの3月31日で定年退職の方はおられるんじゃないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）定年退職おられるんですね。その方は減額されたままの給与で

退職金を計算されるんですか。

河野朋子委員長 はい、小野課長。

小野総務部次長兼人事課長 退職金につきましては、これは退職金を計算するときには通常額に戻した額で退職支給額を掛けておりますので、その辺の問題はありません。

河野朋子委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では質疑を打ち切ります。それでは討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは議案第31号について採決いたします。本議案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

（執行部退場）

河野朋子委員長 それでは請願第10号山陽小野田市の学校給食を親子方式で実施することを求める請願書について審査いたします。はい、山田委員。

山田伸幸委員 昨日の予算委員会の修正の経緯を含めて、この請願の中身が、趣旨等が若干変わってきたということで、もうしばらく継続をして、審査すべきではないかというふうに思います。

河野朋子委員長 そのような意見が出ましたがいかがですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ではこの請願については継続するという事に決定してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ではそのように取り計らいます。それではその次の閉会中の調査事項について、今お手元にありますのは、前議会の際に閉会中の継続調査事項について定めたものを参考に出していただきました。先ほども防災ラジオの件もありましたので、これにそれをつけ加えますか。プラスするものがあれば言ってください。（「防災に関する事」と呼ぶ者あり）では、防災に関する事と入れますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから。（「成長戦略室」と呼ぶ者あり）それいいですか、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）成長戦略室に関する事。ほかにありますか。入札に関してはのけてよろしいですか。（「は

い」と呼ぶ者あり) それではこのように決定します。それでは委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時散会

平成26年3月18日

総務文教常任委員会委員長 河野 朋子